

平成25年3月13日

生駒市政担当記者 様

生駒市議会事務局

生駒市政治倫理審査会に対して申入れを提出しました

市政治倫理審査会から市長に提出されました、

(1)平成24年11月30日付け「資産等報告書に係る審査結果報告書」

(2)平成24年12月25日付け「調査報告書」

について、報告の在り方に対する申入れを山田正弘議長から市政治倫理審査会に提出しました。

回答：「調査結果の報告の在り方に対する申入れについて」

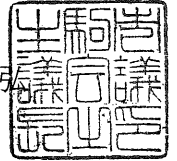
内容：別紙のとおり



生 議 第 3 8 号  
平成25年3月13日

生駒市政治倫理審査会  
会長 中 川 幾 郎 様

生駒市議会議長 山 田 正 様



### 調査結果の報告の在り方に対する申入れについて

平成24年11月30日付けで生駒市長宛てに報告された「資産等報告書に係る審査結果報告書」及び平成24年12月25日付けで生駒市長宛てに報告された「調査報告書」については、下記の問題があることから、今後、調査報告書を取りまとめられ、報告される場合には、市民に誤解を与えることのないよう、推測によらない、事実に基づく、公平・公正な結果報告を行っていただくことを強く求めます。

#### 記

##### (1) 「資産等報告書に係る審査結果報告書」の問題

当該審査結果報告書の結果において、「多額の収入があるにもかかわらず、総額100万円の預貯金がない事例が数件あったことは不自然と認められる」と記載されている。これは、当該議員に対して調査することなく、不確かな事実として結論付けられ、報告されたものであり、市議会議員に対する不信感を市民に抱かせる可能性があるといった問題点を有する。

##### (2) 「調査報告書」の問題

当該調査報告書の結論においては、「議員と課長の説明が相違しているため、当審査会では推測の域を超えない範囲でしか判断することができないが」と前置きした上で、「委員名簿の返却の求めに応じなかったことが事実であるとすれば」という仮定を置き、その上で「『その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為』に該当すると判断せざるを得ない」と結論付けている。

このことは次の問題点を有する。

- ① 推測の範囲で、かつ仮定を置いているにもかかわらず、「判断せざるを得ない」と結論付けられている点。
- ② 仮に推測及び仮定の下に、あえて結論を取りまとめる場合であっても、職員の発言が真実とした場合にのみに仮定が置かれており、議員の発言が真実とした場合の仮定が置かれていないため、公平性を欠く推論が展開されている点。
- ③ 仮定が明示されているとはいえ、この結論を見られた市民からは、「第三者委員会は、条例違反だと断定しているにもかかわらず、議会が何もしなければおかしいのではないか。議会は自浄能力もないのか。」といった趣旨のご意見を頂く結果となっており、この調査報告書が市民に議会に対する不信感を抱かせている点。